質 疑 回 答 書

件名：かほく市南部浄化センター電気設備改築工事（その 1）

〔入札公告〕

項目	質問内容	回　答
1	工事特記仕様書 P13 に、「今回 2 台」と記載がありますが、本工事は No.5 水中撹拌機 1 台の更新に伴う、電気設備の機能増設ということでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本工事は、No.5 水中撹拌機 1 台の更新に伴う電気設備の機能増設です。
2	詳細設計図 P8 において、「水処理(5～6 系)設備コントロールセンタ」が機能増設対象となっていますが、工事特記仕様書 P8 には記載がありません。 本工事では、No.5 水中撹拌機のコントロールセンタユニット を更新することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。No.5 水中撹拌機のコントロールセンタユニットを更新です。
3	詳細設計図 P8 において、「No.5,6 水中撹拌機盤」が機能増設対象となっていますが、工事特記仕様書 P8 では更新となって おります。本工事では、No.5 水中撹拌機盤の機能増設として電流指示計のみ更新し、盤は更新しないことでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。No.5 水中撹拌機盤については、機能増設として電流指示計のみを更新し、盤本体は更新しないものとします。
4	特記仕様書 P10,11 に、機器据付、配線・配管工事とありますが、詳細設計図には対象が記載されておりません。機器据付、配線・配管工事は本工事では発生しないものとしてよろしいでしょうか。	ユニットや電流計他周辺の材料については撤去となることから、配線材料他撤去のみ対象と考えております。